

市民活動を はじめて みませんか？



市民活動とは、よりよい社会づくりのために市民の皆さんが中心となり、自らが進んで行う活動のことです。

市民活動には保健・福祉の増進、学術・文化・芸術またはスポーツの振興、子どもの健全育成等、様々な分野があり、本市ではしものせき市民活動センターを中心に、これらの市民活動を応援します。

しものせき 市民活動センター

〒750-0025
下関市竹崎町四丁目4番2号
ヴェルタワー下関2階
TEL / 083-231-1826
FAX / 083-232-1881

詳細は
こちら▶



市民活動の場及び市民と市民がふれあうことのできる交流の場を提供することにより、市民活動の促進及び市民主体のまちづくりを推進するために設置した施設です。

「市民活動拠点施設」として市民と行政、市民と市民活動団体をつなぎ、地域社会の課題に取り組む市民活動の支援を行っています。

本計画においては、中間支援組織として市民活動の促進に重要な役割を担っています。

しものせき市民活動センターの機能

相談受付

市民活動団体の登録

活動の場の提供

情報収集と提供

講座・研修の開催

ネットワーク化の促進

第5次下関市市民活動促進基本計画 概要版

令和8年（2026年）3月

発行 / 編集：下関市市民部まちづくり政策課
〒750-8521 下関市南部町1番1号
TEL / 083-231-1261 FAX / 083-231-1809
Email / skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
https://www.city.shimonoseki.lg.jp

（表紙デザイン）東亜大学大学院 デザイン専攻 ショウギトウ氏

第5次

下関市

市民活動促進基本計画

概要版

つながる手 広がる未来 夢かなう下関

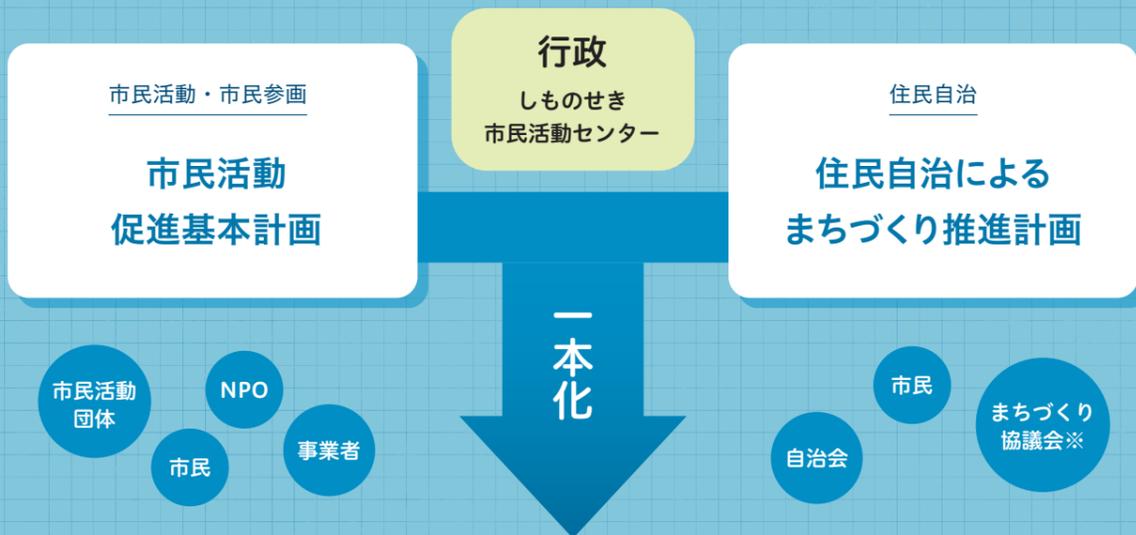
計画の
全編はこちら▼



令和8年（2026年）3月 下関市

社会情勢の変化、市民ニーズの複雑多様化により
これまで行政や地縁組織が担ってきた
地域課題の解決だけでは対応が難しい状況

多様な主体による協働のまちづくりの構築が求められる



第5次市民活動促進基本計画

1. 市民一人ひとりや市民活動団体、行政が目的を一つにし、お互いの役割を認め合いながら協力して地域課題の解決に取り組み、多様な人材や新しい知恵を生かした持続可能なまちづくりを目指します。
2. 条例やこれまでの基本計画の流れを大切に受け継ぎながら、市民が主役となる、活力ある下関の実現に向けて歩み続けていきます。

※まちづくり協議会

下関市には自治連合会のまとまりを基底とし、概ね中学校区を範囲とした市内17地域でまちづくり協議会がある。地区の住民や自治会、市民活動団体などが主体となって構成する地域を代表する組織で、健康、福祉、防犯、防災などの地域課題の解決や地域活性化を目的として活動を行っている。

スローガン



つながる手
広がる未来
夢かなう下関

「市民と市民活動団体やまちづくり協議会」、
「市民活動団体とまちづくり協議会」など、
しものせき市民活動センターをハブとして、
それぞれがつながり、ネットワークが広がる
ことにより地域課題の解決に結びつき、明るい
未来が広がり夢がかなう住みよい下関となる
ことを目指します。

「スローガンの実現に向けて4つの基本方針を定めます。」

4つの基本方針

基本方針 1

幅広い市民活動への
参加と協働への
理解促進

基本方針 2

市民活動を発展させる
環境づくり

基本方針 3

中間支援機能の充実
～しものせき市民活動センターの
機能拡大～

基本方針 4

住民自治による
まちづくりの推進
～地域における協働の推進～

計画期間：令和8年度から令和12年度までの5年間

幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

施策の展開方向

○ 市民活動を促進する情報の収集及び提供

- ▶ 行政としものせき市民活動センターが連携し、幅広く市民の皆さんに市民活動について知ってもらうための取組を進めます。
- ▶ 市民協働が施策に与える影響や結果を分かりやすく情報提供し、参加の可否を含め市民が自主的な判断により市民活動に参加出来るように、協働への理解を促進します。

具体的な施策

(1) 情報収集と提供

- ✔ 多様な広報媒体を活用した幅広い世代に向けた情報の発信
- ✔ 市民参画のための情報の提供と共有
- ✔ 市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有
- ✔ 市民活動に関するニーズの把握

(2) 市民協働に係る啓発

- ✔ 市民協働への理解促進
- ✔ 出前講座、セミナー等の学習機会の提供
- ✔ 若者、就労者等の協働への理解促進

(3) 行政内の市民協働に対する意識向上

- ✔ 全庁的な職員研修の実施
- ✔ 市民協働に関する内部広報の強化



成果指標

成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
市民活動の経験	参加したことがある 39.5%	参加したことがある 45.0%
市政参画の経験	参画したことがある 12.7%	参画したことがある 15.0%

市民活動を発展させる環境づくり

施策の展開方向

○ 市民活動の場の提供

- ▶ 多くの市民が幅広い市民活動に参加できる機会や、市民の抱える様々な課題に対応する市民活動団体と出会える仕組みづくり等について検討を行います。

○ 市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

- ▶ 市民活動団体のニーズに合致した、活動をしやすい環境づくりを進めるために、既存の助成制度の見直しや新たな助成制度について検討を行います。

具体的な施策

(1) 参加・交流機会の創出

- ✔ 市民活動情報を活用した交流機会の創出
- ✔ 多様な参加機会の創出
- ✔ 様々な機関との連携による活動支援

(2) 活動を発展させる支援

- ✔ 市民活動団体の現状把握
- ✔ マネジメント・リーダー能力養成支援の充実
- ✔ 相談体制の充実
- ✔ 市民活動保険の実施
- ✔ 市民活動助成制度の活用



成果指標

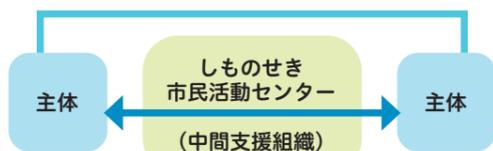
成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
市民活動を促進するために実施した施策件数	94件	100件
しものせき市民活動センターでの学習の機会・交流の場の満足度	学習の機会・交流の場どちらにも満足している 35.8%	学習の機会・交流の場どちらにも満足している 40.0%

中間支援機能の充実 ～しものせき市民活動センターの機能拡大～

施策の展開方向

○ 市民活動団体、まちづくり協議会、ボランティアギルド等、各団体間のネットワーク化の促進

- ➔ 市民活動や市民同士が交流できる場を提供することで、市民活動と市民主体のまちづくりの推進を目的とした「しものせき市民活動センター」の中間支援機能を拡大し、それぞれの活動の活性化を目指します。
- ➔ 市民活動団体やまちづくり協議会に対して、活動事例の情報提供や法人化相談を行うなど市民活動センターによる支援を強化します。



中間支援組織は、主体同士をつなぐ役割を果たします。
※ただし、中間支援組織を通さなければ協働できないというものではありません。
※この図で主体とは、市民・市民活動団体・まちづくり協議会・事業者・行政などです。

具体的な施策

(1) 情報共有・意見交換の仕組みづくり

- ✓ 市民や各団体をつなぐ仕組みの発展
- ✓ オンライン交流会の促進
- ✓ 活動事例・協働プロジェクトの集約、共有ポータル構築

(2) 地域コーディネーター機能の構築

- ✓ 協働コーディネーターの配置
- ✓ 地域コーディネーターの養成・地域人材の育成



成果指標

成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
市民活動団体及びまちづくり協議会とボランティアギルド登録者とのマッチング件数	15件	30件
各団体同士のマッチング件数	- ※新規	5件

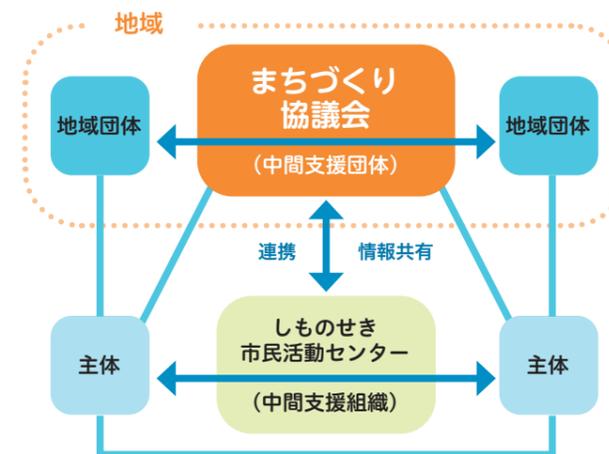
※ボランティアギルド制度：しものせき市民活動センターにおいて、ボランティアに参加したい人と受け入れたい団体との架け橋を行う制度。

住民自治によるまちづくりの推進 ～地域における協働の推進～

施策の展開方向

○ まちづくり協議会の運営及び活動への支援

- ➔ 地域の特性や課題に応じたまちづくり協議会の自主的な運営と活動を支援するとともに、人材育成や資金確保、活動評価を推進し、住民自治による継続的で自律的な地域運営の実現を目指します。



※この図で主体とは、市民・市民活動団体・事業者・行政などです。

具体的な施策

(1) まちづくり協議会の運営及び活動への支援

- ✓ 各地区の中間支援団体としての役割
- ✓ 効果的なまちづくり交付金の運用
- ✓ 活動評価制度の導入

(2) 地域づくりの人材育成

- ✓ プロジェクト制の推進

(3) 自主財源確保の推進

- ✓ クラウドファンディングなどの寄付金活用の導入



成果指標

成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
住民自治によるまちづくり(まちづくり協議会)の取組が進んできたと感じる市民の割合	14.7%	16.0%

※プロジェクト制：目の前の特定の課題を、やれる人、やる気のある人が、必要な時に取り組み、解決すればプロジェクトを解散する方法で、効率的に成果をあげる手法の一つ。